

埼玉三二情報

平成25年11月25日
公益社団法人
埼玉県接骨師会
(総務部)

2012年4月1日、公益認定を受け「公益社団法人埼玉県接骨師会」となり、公益社団として目的を達成するために5つの事業（柔道整復師の医療保険受領委任制度の推進に関する事業・柔道整復師の資質の向上並びに柔道整復学及び柔道整復術の普及発展に関する事業・県民の健康の維持増進に関する事業・会員の福祉増進及び相互扶助に関する事業・その他本会の目的を達成するために必要な事業）を推進しております。11月20日（水）公益法人への立入検査「法律第27条第1項の規程に基づく」が実施され、法人運営全般について調査があり、終了後の検査結果について担当官から公益目的事業等適正に実施されている旨の報告を受けました。このことを受け、今後も新しい時代や社会からの要請に応じた活動や、関係機関や関係団体などと目的を共有した協働による活動の充実にも努めてまいりますので、会員皆様の温かいご理解とご協力をお願いいたします。

市民公開講座

10月27日（日）市民会館おおみや大ホールにおいて医療財団法人 石心会埼玉石心会病院整形外科部長伊東 秀治先生を迎え「高齢者の下肢疾患に対する治療」の講演が行われ、参加者から出される質問に講演者の対応があり盛況裏に終了しました。

11月10日（日）埼玉会館小ホールにおいて、元マラソンランナー松野 明美さんを迎え「私のマラソン人生」についての講演をいただきました。マラソン人生の他、お子様の障害についてもお話され、家族全員の協力を得て元気で個性豊かに育てている体験を聞き感動いたしました。当日は参加（一般市民）の方からこのような講演を続けて欲しいとの感想をいただきました。

埼玉新聞 11月22日(金)14時18分配信



身振り手振りを交えて講演する松野明美さん＝埼玉会館小ホール

県接骨師会（阿部一会長、会員849人）は「第6回市民公開講座」を、さいたま市浦和区の埼玉会館小ホールで開いた。元マラソンランナーで、熊本市議の松野明美さんが講演した。松野さんは「私のマラソン人生」のテーマで講演、「好成績を残すと両親が喜んでくれた。親の笑顔がみたい一心でただひたすら走った」と学生時代を振り返った。トップランナーとして過酷さに耐えた社会人時代にも触れ、「体重は31キロ台、体脂肪率は7%まで落ち、生理も止まったが、日本代表という自負が自分を支えていた」と話した。県接骨師会の渡辺寛会長代行は「地域医療と共に各種活動を通して、これからも地域社会に奉仕していきたい」と述べた。

行事予定

- 顧問相談日・県民相談日
☆日時 25.12.11・25（水）午後1時～
- 機能訓練指導員フォローアップ講習会
☆日時 26.2.9（日）午前10時～
- 業務講習会（新規開業者対象）
☆日時 26.2.11（祝）午前10時～

保険部：全国保険部長会議が10月6日に日整会館で開催され、全国から質問・要望が多数寄せられ、日整保険担当者から、説明がありました。

質疑内容（事例1） 長期・頻回施術理由について

○頻回傾向・長期頻回等、新たなローカルルールができたのではないかと。全国統一の見解が欲しい。（島根県）

○長期頻回施術理由の記載回数が10回から15回と曖昧な理由。（宮城県）

○長期頻回理由が不十分という保険者側からの指摘にて返戻があった。（高知県）

○全国健康保険協会において頻回回数設定を15回以上と統一するよう交渉願いたい。

回答：月平均の施術回数が7.2回であったことから、会計検査院が初めて示した『10回以上』を頻回の基準として提示してきました。日整ではその解釈は受け入れないとして「15回以上」を提示して折衝してまいりました。その結果として最終的に「10回から15回以上」を基準とすることに至った次第です。（厚生省 竹林室長が平成25年5月9日（木）に回答した文章です。）

質問

月10回～15回以上の施術を頻回とするならば、保険者が月10回以上と判断し施術者団体が月15回以上と判断した場合に、返戻事務処理等保険者との間で無用なトラブルが生じる可能性が高いと考えるがどのように思われるか。

回答

昨年3月の患者照会において重点的に患者照会をかける場合の目安として、頻度の高い施術とされる場合の目安を10回から15回と幅を持たせた形を示していることの整合性という観点から、このような形で示している。例えば、施術回数が月10回を超える場合には、確かに解釈の違いなどあるが、そもそも10回を超えてくると保険者から患者照会が行われる可能性が非常に高くなるため、積極的にその理由を記載した方が無用な患者照会を避けられるということもあると思う。結果的にはむしろ患者照会をしなくても済み、療養費の早期支給に繋がるといふことで、積極的に対応して頂けると良い面もあると思われる。

最近の保険者による返戻事例

- ・骨折の同意があるが、医科レセプトとの突合の結果、医師は骨折と診断していない。
- ・医師との重複受診で慢性疼痛。
- ・代理人委任欄に署名してないことが分かり、委任不成立のため白紙委任として不支給。
- ・患者負担分と領収証が合致するものが提出されないと、適正と判断されないため。
- ・施術状況が1年以上にわたっての施術月が途切れることなく負傷（負傷時期が定期的・施術回数の過多・治癒直後に負傷の繰り返し）。

◎「交通事故の患者を紹介します」という勧誘の電話があります。違法性の高い業者だと思われるので、会員皆様はそのような電話は受け付けないようお願いいたします。